

令和8年（年度）安全衛生管理計画書

参考様式 B

事業場名	社会福祉法人芦別慈恵園 【 】	電話番号	0124-22-2566
所在地	芦別市旭町28番地	労働者数	男 27 女 85 計 112

1. 労働災害の発生状況

	死傷件数					労働損失 日数	延労働時間数	災害率	
	死亡	休業4日以上	休業1~3日	小計	不休			度数率	強度率
令和5年	0	0	0	0	0	0	183,727.19	0	0
令和6年	0	1	0	0	2	6.56	173,389.29	17.3	0.04
令和7年	0	0	0	0	1	0	170,353.16	0	0.01

2. 健康診断の実施状況

一般定期健康診断	受診者数	109 名	有所見者数	83 名	事後措置 実施者数	7 名
----------	------	-------	-------	------	--------------	-----

3. 安全衛生目標等

(1) 安全衛生に関する基本方針（スローガン）
あなたのえがおが1番！、芦別慈恵園さぁ行こう！

(2) 安全衛生目標
① 基本を守る（理念・お客様） ②段取り（準備・計画） ③ぶれない心（使命感） ④労働災害のゼロ

4. 項目別実施計画

	実施事項	実施時期	担当
(1) 安全衛生管理体制の整備・強化に関する事項	労働安全衛生委員会の継続開催	R8.4~ 毎月	小野事務長
(2) 設備の改善等に関する事項	ライフリズムナビ（介護ロボット）とインカムの活用推進による介護負担軽減（リーダー職以上と事務室）	R8.4~	鈴木課長
(3) 4S活動、KY活動、危険箇所に安全表示	園内外の清掃・整理整頓、大掃除 駐車場内は徐行の厳守と徐行標識の設置、安全運転研修の実施	R8.6、 R8.12、 R8.10、	小野事務長
(4) 作業方法の改善に関する事項、転倒、転落切れ・こすれ、火傷	従業員の転倒は冬期間の凍結した駐車場の除雪の徹底と転倒防止の啓発並びに砂撒き、高いところは上り台の使用	R8.4~	柴田用務員
(5) 健康診断等に関する事項	毎年2回の定期健康診断の実施、特定従事者検診、腰痛検査の実施	R 8.5、R 8.10、R9.1	小野事務長
(6) 安全衛生教育の実施に関する事項	メンタルヘルス、ストレスチェックの実施、職員会議でハラスメント勉強会、生活を守る会議でのハラスメント確認と対応、ストレスチェックを健康診断に合わせて実施	R8.4 から毎月 R8.5	鈴木課長 萩原L 鈴木課長
(7) 腰痛対策、過重労働対策、メンタルヘルス対策、受動喫煙対策等に関する事項	新採用職員研修を必ず開催し、法令遵守、勤務時間の工夫、業務の効率化などについて講話を行う。 上記のことは職員会議でも職員に周知する。	採用時 R8.10	小野事務長
	メンタルヘルス対策等に関する産業保健総合支援センターの利用の有無	希望しない	希望しない

安全衛生管理計画作成の手引き

1. はじめに

事業者は、安全衛生水準の向上を図るため安全衛生目標を設定し、それを達成するために、実施事項、危険予知活動等の日常的な安全衛生活動に係る事項等を内容とする安全衛生計画を作成する必要があります。

計画書の形式（書式）は企業独自のものを作成することが望ましいと考えられますが、一応参考例として本書式を示したものです。

2. 記載要領

(1) 1. について

ア. 死傷件数は、負傷と職業性疾病（中毒）の件数で、概ね過去3ヶ年分について記入します。

イ. 労働損失日数は、休業日数×300/365 で算定し、死亡、障害等級該当災害については、次のとおりです。

身体障害等級	死亡	1~3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数	7500	7500	5500	4000	3000	2200	1500	1000	600	400	200	100	50

ウ. 度数率＝死傷者件数×1,000,000／延労働時間数（死傷件数には不休災害を含まない）

強度率＝労働損失日数×1,000／延労働時間数で計算します。

(2) 2. について

「事後措置実施者数」とは、異常所見があった者の健康保持のため就業上の配慮事項等について、医師から意見を聴取した人数を記入します。

(3) 3. について

ア. 「安全衛生に関する基本方針」には、経営者の労働災害防止についての理念や基本姿勢等、訓示的な言葉を記入します。

また、全社的なスローガンを定める場合はそれも記入します。

イ. 「安全衛生目標」は、数値目標も含め、可能な限り客観性をもった安全衛生目標を設定し、例えば、死亡、重篤災害はゼロ、休業災害の50%減少、健康診断結果有所見者の健康相談実施率100%などと記入します。

(4) 4. について

(1) から (7) の事項について参考例を示しますと、次のようなものがあります。

- (1)関係 ※安全衛生管理体制を確立する。作業巡視制度を設ける。
※ツールボックスミーティング(又は、職場安全衛生会議)を行う。
※衛生委員会の活動を活発にするための方策を定める。
- (2)関係 ※〇〇機械の購入時等における安全装置の確認。各種機械の日常点検を実施する。
※通路の幅を広くする。事務所内の騒音の低減策を行う。
- (3)関係 ※4S運動(整理・整頓・清掃・清潔)、KY活動(危険予知)を行う。ヒヤリマップ作成。
※危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせて安全表示等を実施する。
- (4)関係 ※〇〇作業の安全作業標準を作成する。
※転倒、墜落・転落災害、刃物等による切れ・こすれ、高温・低温の物との接触等の災害防止。
- (5)関係 ※健康診断の実施計画を記入する。
- (6)関係 ※新規雇い入れ者の安全衛生教育(実施訓練)を行う。
※〇〇作業従事者の特別教育を行う。
※安全・衛生講習会を開催する(又は、外部の講習会に出席させる。)
- (7)関係 ※腰痛対策、朝礼でラジオ体操を行い、安全衛生についてのワンポイントを話す。
※通勤等の交通安全について講習会やPRを行う。交通ヒヤリマップの作成。
※過重労働による健康障害防止のため時間外労働の削減を行う。
※安全提案制度を採用する。
※安全、衛生週間に行事を行う(具体的実施事項を定める)。
※健康の保持増進に効果のある労働時間の短縮、年次有給休暇の計画的取得等の対策を定める。
※健康診断結果に基づき、産業医による健康相談を実施する。
※メンタルヘルス対策のため研修会を開催する。
※受動喫煙対策のため喫煙ブースを設置する。
※メンタルヘルス対策等に関する産業保健総合支援センターの支援について、希望すると回答いただいた場合、旭川労働基準監督署から産業保健総合支援センターに情報提供します。